

高レベル放射性廃棄物処分の「概要調査地区」の公募について

平成14年12月24日
原子力発電環境整備機構

高レベル放射性廃棄物処分の「概要調査地区」の公募を12月19日から開始。地域の意向を尊重し、理解を得ながら段階を追って事業を着実に実施。事業の進捗に伴い、地域が望む姿に発展していくことが重要であることから、原子力発電環境整備機構だけでなく、国、電気事業者と一体となって、地域共生策(振興策)の充実に努力。

経緯

平成12年5月	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律制定。
同年10月	処分の実施主体として「原子力発電環境整備機構」(原環機構)設立。
平成13年11月	概要調査地区の選定にあたり、「平成14年度を目途に条件が整い次第、公募を開始したい。」と公表。
以降 ～平成14年12月	透明性確保の観点から専門委員会*で、「地域共生への取組み」や「概要調査地区選定上の考慮事項」など、公募にあたり公表する資料を審議。

* 総合資源エネルギー調査会原子力部会高レベル放射性廃棄物処分専門委員会

公募にあたり公表した資料

応募要領	応募の方法など基本的なことを説明。
処分場の概要	処分施設はどのように建設・整備されていくのか、安全確保はどのように図られるのかを説明。
概要調査地区選定上の考慮事項	処分場候補地として除かれるべき条件などを説明。
地域共生への取組み	地域共生への取組方針、期待される地域経済効果を説明。

以上

(参考1) 高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する枠組みについて

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(最終処分法)

平成12年5月成立。高レベル放射性廃棄物に関する処分実施主体の設立、処分地の選定プロセス、処分費用の確保方策等処分事業の枠組みを整備。

処分実施主体について

原子力発電環境整備機構が平成12年10月に民間の発意に基づき設立。最終処分法に基づき、経済産業大臣が設立認可。

処分地の選定プロセス

3段階の選定プロセスにより、地域の意見を尊重しながら処分地を選定。具体的には、

応 募

文 献 調 査

(平成10年代後半を目途) **概要調査地区**を選定

概 要 調 査

(ボーリング等による調査)

(平成20年代前半を目途) **精密調査地区**を選定

精 密 調 査

(地下にトンネルを設け地下の状況を調査)

(平成30年代後半を目途) **最終処分施設建設地**を選定

最終処分施設の設計 建設

(平成40年代後半を目途) **最終処分を開始**

最終処分費用確保について

電力会社等が毎年、原子力発電環境整備機構に対して拠出金を納付。その拠出金は資金管理法人である(財)原子力環境整備促進・資金管理センターが管理。

高レベル放射性廃棄物の処分費用は約3兆円。国は、電力会社等が行う拠出金の算定の前提となる処分単価を決定。処分単価は毎年見直し。平成13年より拠出開始。現残高は約1,700億円。

高レベル放射性廃棄物の処分本数について

平成13年末現在までの高レベル放射性廃棄物の発生量は約15,500本(ガラス固化体換算)。今後、年間約1,100~1,400本増加し、平成32年頃には約40,000本となる見込み。

最終処分場での処分量

40,000本以上の高レベル放射性廃棄物を処分できるものとする。

(参考2)地域への経済効果

最終処分地として確定した後の経済効果などは、「地域共生への取組み」で言及。

立地市町村を中心に立地都道府県には、数十年にわたり、安定した経済、雇用効果が期待される。

また、立地市町村には、安定した固定資産税収入あり。

平成30年代後半から約60年間	経済効果	約1.65兆円	(約275億円/年)
	雇用誘発効果	延約13万人年	(約2,200人/年)
	固定資産税収入	約1,600億円	(約27億円/年)

調査段階に対しては、国の電源立地交付金制度を準備。

文献調査段階(平成14年 - 10年代後半)	年2.1億円(原子力発電所の1.5倍)
概要調査段階(平成10年代後半 - 20年代前半)	年20億円(総限度額70億円) (原子力発電所の約2倍)
精密調査段階～	必要となる時点までに整備する予定

原子力発電環境整備機構は、応募があった段階から地域に連絡事務所を設け、地域と話合つ場を設ける他、自治体の意向に基づき、文献調査の段階からあらゆる段階を通じ、地域の長期ビジョンなどの策定に直ちに参画する。